

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

告示

| | |
|--|---|
| 保安林の指定の予定(六五四・森林整備課)…………… | 1 |
| 保安林の指定解除予定通知(六五五・森林整備課)…………… | 2 |
| 皆伐面積の限度(六五六・森林整備課)…………… | 2 |
| 平成十八年度後期技能検定(特級、一級、二級、三級及び 単一等級)の実施(六五七・雇用労働政策課)…………… | 3 |
| 公告 | |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援 室)…………… | 5 |
| 秋田県労働委員会候補者の推薦(雇用労働政策課)…………… | 5 |
| 教育委員会告示 | |
| 教育委員会会議の開催(二六・教育庁総務課)…………… | 6 |
| 公安委員会告示 | |

告 示

○駐車監視員資格者講習の実施(二二五・交通指導課)……………6

秋田県告示第六百五十四号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の第二
 項及び第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定
 であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年九月一日
 秋田県知事 寺 田 典 城

| 郡市 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 | 全 面 積 (平方メートル) | 見 込 み (ヘクタール) | 保安林指定 見込面積 (ヘクタール) | 指定の目的 | 指 定 施 業 要 件 | | | | |
|------|------|-----|-----|-----|-------------------------|------------------------|--------------------------|--------------|-----------------|--|-----------------|----------------------------|-----------------|
| | | | | | | | | | 伐採種別 | 立木の伐採の方法 | 標準伐期齢 | 間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの | (附属明細 書のとおり) |
| 山本郡 | 三種町 | 上岩川 | 西又沢 | 五五 | 四、〇七七 | 〇・四〇七七 | 〇・四〇七七 | 土砂の流出 の防備 | (附属明細 書のとおり) | 主伐として伐 採をすること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとす る。 | (附属明細 書のとおり) | (附属明細 書のとおり) | (附属明細 書のとおり) |
| 南秋田郡 | 五城目町 | 馬場目 | 水沢 | 一八〇 | 三九、七一一 | 三・九七一一 | 三・九七一一 | 土砂の流出 の防備 | (附属明細 書のとおり) | | | | |
| " | " | " | " | 一八四 | 三三、八五四 | 三・三八五四 | 三・三八五四 | | | | | | |
| " | " | " | " | 一八六 | 五、三四七 | 〇・五三四七 | 〇・五三四七 | | | | | | |
| " | " | " | " | 二 | 二二、五九二 | 二・二五九二 | 二・二五九二 | | | | | | |
| " | " | " | " | 一 | 三三、三二二 | 三・三三二二 | 三・三三二二 | | | | | | |
| " | " | " | " | 三 | 六四、八八一 | 六・四八八一 | 六・四八八一 | | | | | | |
| " | " | " | " | 四 | 二〇、四六六 | 二・〇四六六 | 二・〇四六六 | | | | | | |

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部、秋田地域振興局農林部、平鹿地域振興局農林部並びに横手市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

| | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 横手市 | 大森町 | 牛ヶ沢 | 一五三 | 二・三二一三 | 二・三二一三 | 千害の防備 |
| " " " | " " " | " " " | 一五四の一 | 一・五六八七 | 一・五六八七 | |
| | | | 三二〇 | 七・七五五二 | 七・七五五二 | |
| | | | 三二三 | 九・五九三二 | 九・五九三二 | |

秋田県告示第六百五十五号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十八年九月一日

秋田県知事 寺田典城

- 一(一) 解除予定保安林の所在場所
由利本荘市西目町出戸字浜山・西目町沼田字新道下(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- (三) 解除の理由 道路用地とするため
- 二(一) 解除予定保安林の所在場所
由利本荘市西目町出戸字浜山・西目町沼田字新道下(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (三) 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百五十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成十八年九月一日

秋田県知事 寺田典城

| | | |
|--------|---------------------|----|
| 同一の単位と | 皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度) | 所在 |
|--------|---------------------|----|

| | | |
|---------|----------------|---------|
| さされる保安林 | 水源かん養土砂流出防備市町村 | 鹿角市、小坂町 |
| 米代川上流 | 一、三二〇・一五 | 七二・七六 |
| 米代川中流 | 一、〇九五・三〇 | 二一六・一四 |
| 阿仁川 | 一、三五〇・五〇 | 九四・六一 |
| 米代川下流 | 七一五・一九 | 七六・二〇 |
| 水沢川 | 三〇一・四一 | 八四・〇〇 |
| 三種川 | 五三・三〇 | 三一・〇〇 |
| 馬場目川 | 二四一・九一 | 六・五八 |
| 男鹿地区 | 四・八四 | 七・一〇 |
| 太平川 | 二〇八・九二 | 五・七〇 |
| 雄物川下流 | 五〇四・三一 | 七三・三四 |

| | | | |
|--------------|----------------------------|--------|--------------|
| 玉川 | 一、一六二・二〇 | 九七・二六 | 仙北市 |
| 川口川 | 二三九・七六 | 三二・八〇 | 大仙市、美郷町 |
| 平鹿地区 | 四二五・〇七 | 四九・〇六 | 横手市 |
| 皆瀬川 | 四八八・五二 | 一六四・一二 | 湯沢市、横手市、東成瀬村 |
| 雄物川上流 | 六九九・五一 | 一一九・一四 | 湯沢市、羽後町 |
| 子吉川下流 | 一五六・七三 | 五〇・〇二 | 由利本荘市 |
| 子吉川上流 | 五二一・五四 | 八四・四四 | 由利本荘市、羽後町 |
| 白雪川 | 一八二・五六 | 八・三〇 | 由利本荘市、にかほ市 |
| 同一の単位とされる保安林 | 皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)(ヘクタール) | | 所在 |
| 八峰 | 九・二二 | | 八峰町 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-------------|-------|------|--------------|---------|------|-------|------|-------|------|-----------|-------|------|-------------|------|-------|---------|
| 男鹿地区 | 馬場目川 | 三種川 | 米代川下流 | 阿仁川 | 米代川中流 | 米代川上流 | 秋田南 | 男鹿 | 三種 | 八峰 | にかほ | 由利本荘 | 秋田南 | 秋田北 | 潟上 | 男鹿 | 三種 | 能代 |
| " | " | " | " | " | " | 千害防備保安林 | " | " | " | 防風保安林 | " | " | " | " | " | " | " | 飛砂防備保安林 |
| 一・二〇 | 四〇・五二 | 三三・四二 | 〇・九六 | 一・八二 | 二三・一二 | 〇・六四 | 〇・六二 | 一二・四六 | 〇・二四 | 〇・九六 | 〇・一〇 | 六・八九 | 二三・三八 | 一・〇八 | 一・九〇 | 〇・四〇 | 一七・六二 | |
| 男鹿市 | 井川町 | 潟上市、 三種町 | 藤里町 | 北秋田市 | 大館市、 北秋田市 | 鹿角市 | 秋田市 | 男鹿市 | 三種町 | 八峰町 | にかほ市 | 由利本荘 市 | 秋田市 | 潟上市 | 秋田市、 男鹿市 | 三種町 | 能代市 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----------|------|------|------|------|-------|------|-----------|-----------|-------|------|------|------|-------------|-------------|---------|
| 五城目 | 本荘 | 皆瀬 | 田沢湖 | 角館 | 河辺 | 秋田 | 白雪川 | 子吉川上流 | 子吉川下流 | 雄物川上流 | 皆瀬川 | 平鹿地区 | 川口川 | 玉川 | 雄物川下流 | 太平川 |
| " | " | " | " | " | " | 保健保安林 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 千害防備保安林 |
| 二・三八 | 〇・二〇 | 〇・二八 | 二・五八 | 〇・六四 | 〇・六二 | 七・六四 | 二・九四 | 二・三四 | 一一・九六 | 二・〇三 | 七・〇〇 | 一・一二 | 三・二六 | 四・七四 | 七・九〇 | 一・〇〇 |
| 五城目町 | 由利本荘 市 | 湯沢市 | 仙北市 | 仙北市 | 秋田市 | 秋田市 | にかほ市 | 由利本荘 市 | 由利本荘 市 | 湯沢市 | 東成瀬村 | 横手市 | 美郷町 | 大仙市、 仙北市 | 秋田市、 大仙市 | 秋田市 |

秋田県告示第六百五十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十八年度後期技能検定（特級、一級、二級、三級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。）第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。
平成十八年九月一日

秋田県知事 寺田 典城

一 等級別実施職種（作業）

(一) 特級について実施する職種

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(二) 一級及び二級について実施する職種（作業）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、みそ製造（みそ製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業）及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（組織試験作業、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

(三) 三級について実施する職種（作業）

| | |
|---------------------------|--|
| 期 日 平成十九年 一月二十八日(日) | ア 一級及び二級 機械検査(機械検査作業)、電気 機器組立て(シーケンス制御作業)、 婦人子供服製造(婦人子供既製服縫 製作業)、菓子製造(洋菓子製造作 業及び和菓子製造作業)、配管(建 築配管作業及びプラント配管作業)、 型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施 工(鉄筋組立て作業)、ガラス施 工(ガラス工事作業)及び金属材料 料試験(組織試験作業) イ 三級 機械検査(機械検査作業)、電気 機器組立て(配電盤・制御盤組立て |
|---------------------------|--|

- 機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制
御盤組立て作業及びシーケンス制御作業、建築大工(大工
工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図
(機械製図手書き作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図
作業)
- (四) 単一等級について実施する職種(作業)
樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、バルコ
ニー施工(金属製バルコニー工事作業)
- 二 試験方法
等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。
- 三 試験の期日及び場所
(一) 実技試験
(1) 期日
平成十八年十一月二十四日(金)から平成十九年二月十
八日(日)までの間において、秋田県職業能力開発協会が
指定する日。
(2) 場所
秋田県職業能力開発協会から通知する。
(3) 問題の公表
実技試験の問題は、平成十八年十一月十七日(金)に公
表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送
付する。ただし、一部の職種については、公表しない。
- (二) 学科試験
(1) 期日

| | | |
|--------------------|------------------|---|
| 平成十九年 一月三十一日(水) | 平成十九年 二月四日(日) | ア 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放 電加工、金属プレス加工、工場板金 めっき、仕上げ、機械検査、機械保 全、電子機器組立て、電気機器組立 て、半導体製品製造、自動販売機調 整、空気圧装置組立て、油圧装置調 整、建設機械整備、婦人子供服製造 紳士服製造、プラスチック成形及び パン製造 イ 一級及び二級 さく井(ロータリー式さく井工事 作業)、工場板金(機械板金作業及 び数値制御タレットパンチプレス板 金作業)、自動販売機調整(自動販 売機調整作業)、鉄道車両製造・整 備(鉄道車両点検・調整作業)、油 圧装置調整(油圧装置調整作業)、 農業機械整備(農業機械整備作業)、 冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調 和機器施工作業)、石材施工(石材 加工作業)、パン製造(パン製造作 業)、みそ製造(みそ製造作業)、 酒造(清酒製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき(か わらぶき作業)、コンクリート圧送 施工(コンクリート圧送工事作業)、 防水施工(アスファルト防水工事作 業、合成ゴムシート防水工事作業 、塩化ビニルシート防水工事作業及 び改質アスファルトシート防水工 法防水工事作業)、機械・プラント 製図(機械製図手書き作業及び機械 製図CAD作業)及び塗装(鋼橋塗 装作業) |
|--------------------|------------------|---|

作業及びシーケンス制御作業)及び
配管(建築配管作業)

一級及び二級
舞台機構調整(音響機構調整作業)

| | |
|-------------------|--|
| 平成十九年 二月十一日(日) | ウ 三級 建築大工(大工工事作業)及び機 械・プラント製図(機械製図手書き 作業) エ 単一等級 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤 注入工事)、バルコニー施工(金属 製バルコニー工事作業) |
|-------------------|--|

- (2) 場所
秋田県職業能力開発協会から通知する。
- 四 受検資格
(一) 特級
令第六十四条の規定に該当する者
(二) 一級
令第六十四条の二の規定に該当する者
(三) 二級
令第六十四条の三の規定に該当する者
(四) 三級
令第六十四条の四の規定に該当する者
(五) 単一等級
令第六十四条の六の規定に該当する者
- 五 受検申請に必要な書類
(一) 技能検定受検申請書
(二) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し
(三) 受検申請書用紙の交付
(四) 期間
秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九

| | | | | |
|---------------|---------|-------|--------------|-----|
| 特級 全職種 | 一五、七〇〇円 | | 等級及び 検定職種 | 手数料 |
| 一級、二級 及び三級 | 一五、七〇〇円 | 工場板金 | | 手数料 |
| さく井 | 一三、〇〇〇円 | 機械保全 | | 手数料 |
| 機械検査 | 一五、七〇〇円 | 半導体製品 | | 手数料 |
| 電気機器組 | 一五、七〇〇円 | 製造 | | 手数料 |
| 立て | 一五、七〇〇円 | 鉄道車両製 | | 手数料 |
| 自動販売機 | 一五、七〇〇円 | 造・整備 | | 手数料 |
| 調整 | 一五、七〇〇円 | 農業機械整 | | 手数料 |
| 油圧装置調 | 一五、七〇〇円 | 備 | | 手数料 |
| 整 | 一五、七〇〇円 | 婦人子供服 | | 手数料 |
| 冷凍空調 | 一三、〇〇〇円 | 製造 | | 手数料 |
| 和機器施工 | 一五、七〇〇円 | 石材施工 | | 手数料 |
| 和裁 | 一五、七〇〇円 | 菓子製造 | | 手数料 |
| パン製造 | 一五、七〇〇円 | 酒造 | | 手数料 |
| みそ製造 | 一五、七〇〇円 | | | 手数料 |

号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十八年九月一日(金)から同年十月六日(金)まで。

(二) 場所

秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形三号)を同封すること。

七 受検申請書の受付

(一) 期間及び時間

県の休日を除き、平成十八年九月二十五日(月)から同年十月六日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで。

郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書し、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 場所

秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会

八 受検手数料

(一) 額

(1) 実技試験

ただし、三級を受検する者であって、受験申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しているもの又は職業高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学しているものの三級受検手数料は、次のとおりとする。

| | | | |
|-----------|---------|-------|---------|
| 検定職種 | 手数料 | 検定職種 | 手数料 |
| 機械検査 | 八、七〇〇円 | 電気機器組 | 一〇、五〇〇円 |
| 建築大工 | 一〇、五〇〇円 | 立て | 一〇、五〇〇円 |
| 機械・プラント製図 | 七、七〇〇円 | 電気製図 | 一〇、五〇〇円 |
| | | 配管 | 七、七〇〇円 |

(2) 学科試験 三、一〇〇円

(二) 納付方法

- 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
- 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。
- 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

九 合格者の発表等

(一) 技能検定合格者発表

平成十九年三月十三日(火)に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知す

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 建築大工 | 一五、七〇〇円 | かわらぶき | 一五、七〇〇円 |
| 配管 | 一五、七〇〇円 | 厨房設備施 | 一五、七〇〇円 |
| 型枠施工 | 一五、七〇〇円 | 工 | 一五、七〇〇円 |
| コンクリー | 一五、七〇〇円 | 鉄筋施工 | 一五、七〇〇円 |
| ト圧送施工 | 一五、七〇〇円 | 防水施工 | 一五、七〇〇円 |
| ガラス施工 | 一五、七〇〇円 | 機械・プラ | 一、五〇〇円 |
| 電気製図 | 一、五〇〇円 | ント製図 | 一、五〇〇円 |
| 塗装 | 一五、七〇〇円 | 金属材料試 | 一五、七〇〇円 |
| | | 験 | 一五、七〇〇円 |
| | | 舞台機構調 | 一五、七〇〇円 |
| | | 整 | 一五、七〇〇円 |
| 単一等級 | | | |
| 樹脂接着剤 | 一五、七〇〇円 | バルコニー | 一五、七〇〇円 |
| 注入施工 | | 施工 | |

公 告

る。

(一) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(二) 技能検定合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から、特級合格者には特級技能士一章、一級合格者には一級技能士一章、二級合格者には二級技能士一章、三級合格者には三級技能士一章、単一等級合格者には単一等級技能士一章がそれぞれ交付される。

十 受検についての問い合わせ先

産業経済労働部雇用労働政策課(電話〇一八―八六〇―二三二二三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八―八六二―三五一〇)

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年九月一日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十八年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人角館NPOおざつてたんせ

三 代表者の氏名

福島 正人

四 主たる事務所の所在地

秋田県仙北市角館町岩瀬町四十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、いつでもどこでもだれでも快適なネット利用ができる社会の実現を中心とした、広く国内外へ向けた情報発信、映画ロケーション誘致事業を通じ、仙北市のまちづくり推進と地域情報化社会の発展を促す特定非営利活動を行うことを目的とする。

第三十六期秋田県労働委員会委員は、平成十八年十一月三十日をもって任期満了となるので、労働組合法施行令(昭和二十四年

政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり秋田県労働委員会委員候補者の推薦を求める。

平成十八年九月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 推薦対象
第三十七期秋田県労働委員会の使用者委員及び労働者委員各五人
- 二 推薦資格
秋田県の区域内のみに組織を有する使用者団体及び労働組合
三 被推薦者となることができない者
- 三 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の規定に該当する者
- (一) 国会议法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十九条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第六条その他の法令の規定により、都道府県労働委員会の委員との兼職を禁止されている者
- 四 推薦期間
平成十八年十月一日から同月三十一日まで
- 五 推薦方法
労働組合にあっては、推薦書に労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による証明書を添えて、産業経済労働部雇用労働政策課へ提出すること。
- 六 その他
関係書類、手続その他不明な点は、産業経済労働部雇用労働政策課(電話番号〇一八―八六〇―二三〇一)へ問い合わせること。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十六号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年九月一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

- 一 日時 平成十八年九月五日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
- (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見
- (二) 秋田県文化財保護審議会委員の任命
- (三) その他

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第125号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定に基づき、公示する。

平成18年9月1日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 1 実施日時
 - (1) 講習
平成18年10月5日(木)及び同月6日(金)の2日間
両日とも午前9時から午後5時30分まで
 - (2) 修了考査
平成18年10月13日(金)午前9時30分から同10時30分まで
- 2 実施場所
秋田市山王五丁目9番6号
警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 受講人員
50人(定員に達した場合、申込みを打ち切る。)
- 4 受講申込方法等
 - (1) 受付期間
土曜日、日曜日及び休日を除き、平成18年9月5日(火)から同年9月25日(月)までの午前9時から午後5時までの間
 - (2) 受付場所(問い合わせ先)
秋田市山王四丁目1番5号
秋田県警察本部交通部交通指導課指導取締係
(電話018-863-1111内線5122、5123)
 - (3) 申込方法
次の書類等を前記②の受付場所に申込者本人が直接持参して申し込むこと。
 - ア 駐車監視員資格者講習申込書 1通
 - イ 申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真(縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル。裏面に氏名記載のこと。) 1枚
 - ウ 運転免許証等顔写真のはいった身分を証明するもの
 - (4) 講習手数料
19,000円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862 八七六六 FAX 863 〇〇〇五
Email: matsubarara@matsubararansu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄